

令和元年 8 月 30 日
厚生労働省

審査メモで示された論点に対する回答

1 賃金構造基本統計調査の変更

(3) 集計事項の変更

4 未集計・未公表事項については、具体的にどのように対応するのか（追加公表を行う場合はその具体的時期、未公表とする場合はその理由等）。

(回答)

今般、「企業規模 5～9 人」の区分が未集計・未公表となっていた個々の集計事項について、統計精度の確保や利活用の観点から精査を行い、以下のとおり対応することとする。

① 職種、年齢階級別所定内給与額

「企業規模 5～9 人」の区分について、平成 30 年調査で職種別に一般労働者の集計対象労働者数を見ると、最も多い職種でも「営業用大型貨物自動車運転者」や「自動車整備工」で 600 人を超える程度であり、8 割以上の職種で集計対象労働者数が 200 人以下となっており、企業規模 10 人以上の区分と比べても一桁程度少ない。（別紙 5 参照）

このため、性、年齢階級別の表章区分ごとのサンプルサイズは極めて小さくなり（平成 30 年調査の職種×性×年齢階級別の表章区分ごとのサンプル数は、過半数がゼロ、83%が 5 以下、95%が 20 以下）、表章に耐えうる結果が得られないことから、「企業規模 5～9 人」については年齢計のみ公表し、年齢階級別集計の公表は見送ることとする。

年齢計については、未公表となっていた昭和 63 年以降分を追加公表することとし、答申を受け次第、速やかに公表することとしたい。

③ 標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布

標準労働者は学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者であるが、「企業規模 5～9 人」の区分における標準労働者の比率は、学歴計で一般労働者の約 7%（平成 30 年調査）となっており、集計の対象となる労働者はごく一部に限られる。平成 30 年調査について当該集計事項の試算を行ったところ、多くの区分で該当労働者数がゼロ又は極めて少数となるなど統計精度が確保できず、集計しても利用に耐えうるものとはならないため、「企業規模 5～9 人」については公表を見送ることとする。（別紙 7 参照）

② 初任給額等、④ 初任給額の分布

「企業規模 5～9 人」の区分における新規学卒者数は非常に少なく、平成 30 年調査結果では高校卒で 1750 人、大学卒で 850 人（復元労働者数）となっている。また、集計対象事業所数も、高校卒で 35 事業所、大学卒で 40 事業所と極めて少ない。その結果、該当労働者数がゼロの区分も多く、集計しても利用に耐えうるものとならないため、公表は見送ることとする。（別紙 8 参照）